

# 10月から幼児教育無償化

問合せ こども教育課へ

10月1日から、幼稚園、保育所、認定こども園などに通う主に3～5歳の幼児にかかる利用料が無償化されます。詳細が決まり次第、市ホームページなどでお知らせします。

## ■ 幼稚園・保育所・認定こども園の場合

### 3～5歳児

小学校就学前の3年間の利用料が無償。新制度（※1）に移行していない幼稚園は、月額2万5,700円まで利用料が無償。

**無償になる期間** 満3歳になった後の最初の4月（幼稚園は満3歳になった日）から小学校就学前の3月まで。今年度は10月以降の利用料が対象。

**預かり保育** 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園の利用料に加え、利用実態に応じて月額1万1,300円まで無償化。

### 0～2歳児

住民税非課税世帯の利用料が無償。

## ■ 認可外保育施設などの場合

### 3～5歳児

保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における利用料の全国平均額（月額3万7,000円）までが無償。

### 0～2歳児

保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯を対象として、月額4万2,000円までの利用料が無償。

▽認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業が対象（所在市町村へ事業の届出をしているものに限りません）

▽上限額の範囲内で、複数サービス利用も可能



## ■ 児童通所施設の場合

障害や発達に課題のある児童が利用する児童通所施設の利用料が無償。幼稚園、保育所、認定こども園などと発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象。

## よくあるご質問

**Q. 払っているお金、全てが無償化になりますか？**

**A.** 教材費、行事費、給食費、バス送迎費など無償化の対象とならない費用があります。



**Q. 無償化の対象となるための手続きは必要ですか？**

**A.**

保育所、地域型保育事業、認定こども園（保育所として利用）

手続き不要

認定こども園（幼稚園として利用）、新制度（※1）の私立幼稚園、公立幼稚園

手続き不要

ただし、預かり保育や認可外保育施設などの利用料については「保育の必要性の認定」手続きが必要  
★必要書類などの案内は各園から配付

新制度（※1）に移行していない私立幼稚園や認可外保育施設

手続き必要

★必要書類などの案内は各園から配付

（※1）平成27年に開始した、「子ども・子育て支援新制度」のこと